

南砺市営バス広告掲載事業実施要項

1 趣旨

南砺市広告掲載要綱（平成 19 年告示第 31 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、市が運行する南砺市営バス（以下「市営バス」という。）に有料広告を掲載することについて必要な事項を定める。

2 市営バスの概要

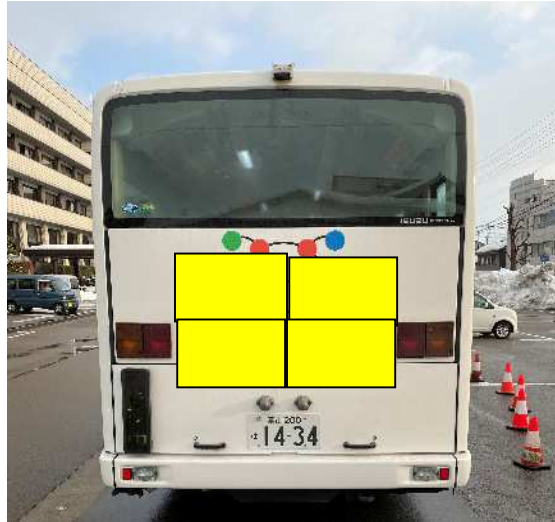
名 称	運行路線・車両数、利用者数・運行距離数及び運休日
南砺市営バス	運行路線数 21 路線 運行車両数 17 台 運休日 土・日・祝日、年末年始 ※一部路線を除く

3 広告の種類、規格等

(1) 車外広告

掲載面・位置	市営バス車両後方及び左右側面に広告をカットイングシートに印刷し、貼り付ける
広告の大きさ	市営バス各車両により異なる
掲載期間	6 か月～最大 12 か月間
募集枠数	26 枠
広告掲載料	車両サイズによる
募集期間	随時
掲載できる車両 バス運行エリア	① 中型ノンステップバス（56 人乗り）2 台 井波福光線、成出城端線 サイズ：A2×4 枠 及び A2×3 枠 料金：1 枠 27,000 円/6 か月から （5,000 円/1 か月を基本料金とし、以下の複数月掲載割引を適用する） 6 か月：10% 7 か月から 9 か月：15% 10 か月から 12 か月：20%

・井波福光線 A2×4 枠



※下部 2 枠は開閉部分がある

・成出城端線 A2×3 枠



② 小型ノンステップバス（33人乗り）2台
福光・福野循環線、福野・井波・井口循環線
サイズ：縦50cm×横180cm以内
料金：1面43,200円/6か月から
（8,000円/1か月を基本料金とし、以下の複数月掲載割引を適用する）

6か月	：10%
7か月から9か月	：15%
10か月から12か月	：20%

・右側面



・左側面



③ マイクロバス（29人乗り）4台
立野脇線、城端井波線、土山線、南砺中央病院線
サイズ：A2×2 枠
料金：1 枠 27,000 円/6 か月から
(5,000 円/1 か月を基本料金とし、以下の
複数月掲載割引を適用する)
6 か月：10%
7 か月から 9 か月：15%
10 か月から 12 か月：20%

・ 後部



	<p>④ ハイエース（15人乗り）7台 福光・福野循環線、福野・井波・井口循環線、安居循環線、立美循環線、城端西回り線 城端東回り線、利賀井波線、利賀八尾線 利賀村内線、祖山線、下梨井波線、小栗栖線 サイズ：縦 60cm×190cm 以内 料金：43,200 円/6 か月から (8,000 円/1 か月を基本料金とし、以下の複数月掲載割引を適用する)</p> <table border="0"> <tr> <td>6 か月</td> <td>: 10%</td> </tr> <tr> <td>7 か月から 9 か月</td> <td>: 15%</td> </tr> <tr> <td>10 か月から 12 か月</td> <td>: 20%</td> </tr> </table> <p>・右側面（ハイエースは片側のみ）</p> 	6 か月	: 10%	7 か月から 9 か月	: 15%	10 か月から 12 か月	: 20%
6 か月	: 10%						
7 か月から 9 か月	: 15%						
10 か月から 12 か月	: 20%						
<p>その他</p>	<p>①ラッピングに係る費用はすべて広告掲載希望者が負うこととする。 ②市営バスの市章及び市の3色ラインは保存すること。</p>						

南砺市広告掲載要綱（平成 19 年告示第 31 号）第 8 条第 2 項の複数月掲載割引を適用する。

(2) バス時刻表

掲載面・位置	バス時刻表表紙
印刷部数等	A 4 版白黒刷り、25 ページ程度、18,400 部
広告の大きさ	縦 5.5cm×横 9.0cm 白黒刷り
広告の期間	概ね 1 年間
広告の枠数	2 枠
広告掲載料	1 枠あたり 25,000 円
募集期間	毎年 1 回、毎年 12 月 1 日～1 月 15 日
その他	時刻表は 3 月広報配布時に市内全戸配布するとともに、市内のおもな公共施設に配布する。

4 掲載期間、申込手続等

(1) 掲載希望者の募集

広報なんと、ホームページ等で募集する。

(2) 申込方法

「広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて政策推進課交通政策係まで郵送又は提出する。

1 身分を証明できるものの写し（個人申込の場合）

2 所在市町村の納税証明書

（個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税または国民健康保険税のうち該当するもの）

3 掲載する広告原稿案

※南砺市指名競争入札参加資格者は、2 は不要。

(3) 審査結果の通知

審査の後、掲載決定通知または不掲載決定通知を郵送する。

(4) 原稿の提出、広告掲載料の納付

掲載希望者は、掲載決定通知を受けた後、指定する日までに広告原稿（データ）を提出すること。また、広告掲載料は、掲載決定通知書に同封の納入通知書で掲載前月の 10 日までに納付すること。

(5) 富山県屋外広告物条例について

バス車体への広告掲載は富山県屋外広告物条例で規制する屋外広告に該当するため、掲載希望者は富山県建築住宅課景観係へ許可申請書（様式 1）を提出し、広告掲載までに許可を受け、手数料を支払うこと。（詳細は富山県屋外広告物条例を参照）